

介護療養型医療施設 変更届手続きについて（介護給付費をのぞく）

- ・変更日から10日以内に届け出てください。（事前協議等が必要な事項については、事前にご相談ください。）
- ・事前に電話により日時を予約した上で、持参してください。なお、「法人名称、主たる事務所の所在地、定款の変更」、「法人理事長の変更」、「運営規程（利用料に係るもの以外）の変更」「法人役員の変更」、「介護支援専門員の変更」に係る届出については、次の連絡先にご郵送いただくことも可能です。

（連絡先：〒541-0055 大阪府中央区船場中央3丁目1-7-331

大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課（指定・指導グループ）施設変更届担当あて 電話 06-6241-6317～20）

- ・下表に必要書類等を記載していますが、内容によっては、別に必要となる書類が変更や追加される場合があります。
- ・写しには、必ず原本照合（法人理事長名で）が必要となります。
- ・変更日から1月以上遅延して届出する場合（正当な理由がある場合を除く。）は、遅延理由書（法人理事長名で）を提出して下さい。

届出項目及び届出に係る必要書類

区 分	変 更 内 容	必 要 書 類	備 考
事業所(施設)の名称	施設の名称が変更となった場合	(1)変更届出書(様式第3号) (2)法人登記簿謄本(写しの場合は原本照合 要) (3)新旧対照表 (4)運営規程(新)	・みなし居宅サービスの名称を変更する場合は、新たに居宅サービスの指定申請が必要となり、従来の居宅サービスは廃止の届出が必要です。
開設者の名称、主たる事務所の所在地、定款【郵送可】	運営法人の名称や主たる事務所の所在地、定款(当該指定に係る事業に関するものに限る)が変更となった場合	(1)変更届出書(様式第3号) (2)法人登記簿謄本又は理事会の議事録抄本等(写しの場合は原本照合要)	・運営規程の変更を伴う場合は、左記の書類に加えて、新旧対照表(該当する箇所、条文のみ)、運営規程(新)の提出が必要です。
代表者(開設者)の氏名、生年月日及び住所【郵送可】	運営法人理事長が変更となったり、理事長の住所が変更となったりした場合	(1)変更届出書(様式第3号) (2)法人登記簿謄本又は理事会の議事録抄本等(写しの場合は原本照合要) (3)役員の名簿 (4)旧介護保険法第107条第3項各号に該当しないことを誓約する書面(誓約書)	・住所のみの変更の場合は、左記(2)、(3)、(4)に替えて、新住所が確認できる書類(住民票の写し等)の提出が必要です。

事業所(施設)の建物の構造、設備、専用区画等	建物の構造や部屋の用途を変更した場合	(1)変更届出書(様式第3号) (2)構造設備使用許可書の写し(保健所発行のもので、原本照合要) (3)変更前・変更後の平面図(すべての階)	・施設内の構造等を変更する場合は、保健所の許可だけでなく、介護保険法上の届出が必要となります。
事業所(施設)の管理者の氏名及び住所	管理者が変更となったり、管理者の住所が変更となったりした場合	(1)変更届出書(様式第3号) (2)新管理者の医師免許証の写し(原本照合要) (3)経歴書 (4)旧介護保険法第107条第3項各号に該当しないことを誓約する書面(誓約書)	・管理者の住所が変更となった場合には、左記(2)から(4)に替えて、新住所が確認できる書類(住民票の写し等)を提出してください。
運営規程<利用料>	施設が徴収する利用料の金額を変更したり、新たに徴収する事項を追加したりする場合	(1)変更届出書(様式第3号) (2)新旧対照表 (3)運営規程(新) ※増額のときは積算根拠を求める場合があります。	・利用料の変更については、利用者及びその家族に対して、運営規程に定めた事前の時期までに説明を行っていることが前提となります。
運営規程<規定内容>【郵送可】	基準省令の改正等で、規定している内容を変更した場合	(1)変更届出書(様式第3号) (2)新旧対照表 (3)運営規程(新)	
運営規程<送迎の実施地域>【郵送可能】	居宅サービスで、送迎地域を変更する場合	(1)変更届出書(様式第3号) (2)付表9 (3)新旧対照表(該当する条文のみ) (4)運営規程(新)	
入院患者又は入所者の定員	入院患者の定員を減じた場合	(1)変更届出書(様式第3号) (2)付表16-1その1、付表16-1その2 (3)定員減の理由書(入院患者の措置を含む) (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(看護職員・介護職員・介護支援専門員) (5)新旧対照表 (6)運営規程(新) (7)平面図(介護病床及び減床する場所が分かるようにしてください。)	・定員減については、変更後10日以内の届出事項となっているが、できるだけ事前に連絡の上、速やかに届出してください。
指定の辞退	施設の廃止や医療療養病床への転換等により、指定介護療養型医療施設の指定を辞退する場合	(1)指定辞退届出書(様式第5号) (2)指定書の原本(指定更新及び定員変更に係る指定書も含む)	・指定を辞退する日より1月以上前に届出てください。

役員の氏名、生年月日 及び住所 【郵送可】	開設法人に係る役員が変更とな った場合	(1)変更届出書(様式第3号) (2)経歴書 (3)役員の名簿 (4)旧介護保険法第107条第3項各号に該当しないことを誓約する書面(誓約書)	・減少のみの場合は、(1)変更届出書 (様式第3号)、(3)「役員の名簿」のみ 提出してください。
介護支援専門員の氏 名及びその登録番号 【郵送可】	施設の介護支援専門員が変更、 追加又は減少した場合	(1)変更届出書(様式第3号) (2)経歴書 (3)介護支援専門員証の写し(原本照合要) (4)雇用契約書の写し又は辞令の写し(当該施設で介護支援専門員として勤務す ることが分かるものに限る)(原本照合要) (5)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(介護支援専門員のみ)	・(5)で新たに介護支援専門員が配置 された場合は、その配置された月分 を、変更となる場合は、変更した月分 と併せてその前月分も提出してくださ い。 ・減少のみの場合は、(1)変更届出書 (様式第3号)及び減少した月分の(5) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一 覧表(介護支援専門員のみ)のみ提出 してください。